



社会的連帯経済及びソーシャルイノベーションに関する理事会勧告

非公式翻訳



OECDによる法的規範

本書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は(無料)無償で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに(無料)無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

この翻訳版は独立行政法人労働政策研究研修機構によって、情報提供のみを目的として作成されたもので、翻訳の精度についてはOECDは保証しません。公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。<https://legalinstruments.oecd.org>.

背景情報

Social and Solidarity Economy（社会的連帯経済）及び Social Innovation（ソーシャルイノベーション）に関する勧告は、地域雇用・経済開発計画運営委員会（LEED DC）の提案により、2022年6月10日のOECD閣僚理事会において採択された。本勧告は、この分野における初の国際基準であり、Social Economy（ソーシャルエコノミー）及びソーシャルイノベーションの発展を促進し、その継続的な拡大を確保するために、国際的に合意された政策枠組みを関係国に提供するものである。

ソーシャルエコノミーは、連帯の価値、資本に対する人々の優位性、そして民主的な参加型のガバナンスをその原動力としている。ソーシャルエコノミーは、新たなビジネスモデルを先導し、必要不可欠なサービスを提供し、より公正でグリーンかつデジタルな移行に寄与し、特に不利な立場に置かれている人々にとってインパクトのある雇用を創出し、若者を巻き込み、絆を構築することができる。本勧告は、さまざまなインパクトに対する認識とその可視性を高めることに加え、関係国が効果的なソーシャルエコノミー・エコシステムを育て、発展させるために必要な政策を設計し、施行することを支援することをねらいとしている。

ソーシャルエコノミーに関するOECDの取組み

近年、ソーシャルエコノミーやソーシャルイノベーションはますます関心を集めている。ソーシャルエコノミーを構成する主体を指すために使われる用語は、その文脈に応じて国により異なる場合がある。ソーシャルエコノミーは通常、社団、協同組合、財団、共済組合、Social Enterprise（ソーシャルエンタープライズ）で構成される。ソーシャルエコノミーは、実効性のある雇用の創出や経済活動の原動力である。推定によれば、ソーシャルエコノミーは、OECD加盟各国のGDPの2%から10%を占めている。

OECDは、地域雇用・経済開発（LEED）プログラムを通じ、1990年代半ば以降、ソーシャルエコノミーに関する概念的な知識や実践的な理解の形成に大きく寄与してきた。OECDは過去25年間にわたりこの分野における取組みを拡大し、OECD加盟国内外の地方、地域、国レベルにおけるinclusive（包摂的）で持続可能な成長へのソーシャルエコノミーの寄与に対する認識を高めてきた。さまざまなOECD加盟国で実施されてきた、地域及び地方レベルを含む詳細な検討作業に加え、オンラインでの「EU/OECD起業政策支援ツール（EU/OECD Better Entrepreneurship Policy Tool）」や多くの出版物を通じて、Social Entrepreneurship（社会的起業家）に関する重要な取組みがなされてきた。

勧告の策定プロセス

LEED DCは、2020年に、ソーシャルエコノミーがOECD基準の開発の最優先分野であることを認識した。これに基づき、LEED DCは、2021年4月の会合でさらに議論を重ね、2021年11月の会合でソーシャルエコノミーに関する指針を策定した。このテーマを推進することに各国の強い関心が示されたことから、この指針をOECD勧告として具体化することが提案された。

本勧告は、この作業を活かし、反復的なプロセスを通じて策定された。本勧告は、LEED DC代表団、LEED参加国ではないOECD加盟国、及び中小企業起業委員会、地域開発政策委員会、雇用・労働・社会問題委員会、教育政策委員会などOECDのさまざまな政策コミュニティからのコメント、提案、見解から恩恵を受けている。各国内や国際的に著名なソーシャルエコノミーネットワークと傘下の組織の意見や提案を収集するため、2022年3月に開催された協議ウェビナーにおいて、これらの主体に本勧告の柱が提示された。

勧告の範囲

本勧告は、ソーシャルエコノミー組織の活動を妨げている可能性のある障壁や課題に対する具体的な解決策を見出すための統合的なアプローチが盛り込まれた画期的な政策枠組みを提供する。

また、本勧告では、実践の在り方が多様であること、及び異なる国内状況やソーシャルエコノミーのさまざまな発展段階に適用できる政策ツールの必要性が認識されている。本勧告は、ソーシャルエコノミーが国際、国家、地方レベルで繁栄する条件となる 9 の柱に基づいている。9 の柱には、1) ソーシャルエコノミー文化、2) 制度的枠組み、3) 法的・規制的枠組み、4) 金融へのアクセス、5) 市場へのアクセス、6) スキル及び事業展開への支援、7) インパクトの管理、測定、報告、8) データ、9) ソーシャルイノベーションが含まれる。



次のステップ

LEED DC は本勧告の実施を支援し、2027 年に理事会に報告する。

関係国における実施を支援するため、LEED DC は、勧告を支える 9 の柱の実施方法に関する詳細な指針、実践的な情報、及び関係国が自らの政策を設計する際のリソースとして利用できる関連するグッドプラクティスの事例を含む政策実行用ツールキットの開発に取り組んでいる。

これと並行して、OECD は、関連するカントリーレビュー、テーマ別作業、及びグッドプラクティスレポートの作成を継続するとともに、ソーシャルエコノミー及びソーシャルイノベーションに関する活動や新たな動向を観測するための円卓会議、ワークショップ、会議を開催することで、本勧告が長期にわたって適切であることを確保する。

詳細については、<https://www.oecd.org/cfe/leed/social-economy/>を確認されたい。

連絡先： socialeconomyandinnovation@oecd.org。

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構に関する条約第5条b)に留意し、

公共調達及び投資、パブリック・ガバナンス、租税、コーポレート・ガバナンス、責任ある企業活動、起業と中小企業政策、男女平等、若者並びに地域開発の分野において OECD が策定した基準に留意し、

ソーシャルエコノミーが、政治的関心を集めていること、及び、包摂的な社会と強力な地方コミュニティの構築に先駆的な役割を果たし、経済成長に寄与し、より持続可能な産業の実現への道を切り開き、公正な双子の移行（グリーンへの移行とデジタルへの移行）及び循環経済の普及を保証している事実がますます認識されていることを認識し、

ソーシャルエコノミーは、インパクトのある雇用の創出、若者の関与、男女平等の促進、非正規雇用への取組み、恵まれない集団の労働統合の支援、そして職業の未来を支援する強力な手段であることを認識し、

ソーシャルエコノミーは、その活動及びショックに対する耐性を備えたビジネスモデルの性質ゆえに経済的及び社会的なレジリエンスに寄与し、他の重要な分野に加えて保健分野やサービスなどの不可欠な経済及び社会分野において活躍していることを認識し、

ソーシャルエコノミーは地域及び地方の発展の有効性にさまざまな方法で力強く寄与していること、領域内の地方の Social Capital（社会的資本）及び Economic Capital（経済的資本）を強化するとともに、公共福祉サービスを提供していること、また、地方固有の戦略的優先事項を実行する一助となっていることを認識し、

ソーシャルエコノミーの際立った特徴として、社会全体の（すなわち、社会的及び／又は環境上の）ニーズに対処する経済的実践に焦点を当て、その地方に根ざした経済活動を組織し、公的機関、学术界、市民、Civil Society（市民社会）、ビジネスコミュニティといった他の関連する利害関係者と緊密に協力して活動していることを認識し、

ソーシャルエコノミーはソーシャルイノベーションの原動力であり、公正な貿易、倫理的な金融、循環経済の実践、協同組合のプラットフォームといったより広範な経済社会における新たなモデルを支援していることを認識し、

ソーシャルエコノミーの重要性の高まりを考慮し、各国がソーシャルエコノミー及びそのインパクトを経済、雇用、社会及び環境の観点から拡大するための国際的な事例や政策指針を求めていることを認識し、

各国は、ソーシャルエコノミーがその可能性を最大限発揮できるよう支援するための制度的及び法的枠組み、政策並びに措置を開発する必要があることを認識し、

ソーシャルエコノミーを発展させるための政策環境や条件を各国が定める際の指針となる国際的に合意された基準が存在しない点を考慮し、

OECD は、特に他の国際機関との協力を通じて、ソーシャルエコノミーの発展を妨げる主要な政策課題に関する有力な証拠を収集し、専門的な知識を蓄えていることを認識し、

ソーシャルエコノミーのための政策決定は、国家的及び制度的枠組みに従い、市民社会の主体を巻き込み、さまざまなレベルの政府で行われ、したがって、本勧告は政府のあらゆるレベルと関連性を有することを考慮し、

地域雇用・経済開発に関する協調的行動プログラムの計画運営委員会の提案に関し、

I. 用語や内容の定義は国、広域及び地方により異なる場合があるものの、本勧告の目的上、次の定義を用いることに同意する。

- ソーシャルエコノミーは、一部の国々では Solidarity Economy（**連帯経済**）及び／又は**社会的連帯経済**とも呼ばれ、社団、協同組合、共済組合、財団、また最近では Social Enterprise（ソーシャルエンタープライズ）などの一連の組織で構成される。非営利組織に加えて、コミュニティベースの草の根運動や自発的な取組み（連帯経済と呼ばれる場合が多い）をソーシャルエコノミーの一部に含めることもある。これらの組織の活動は通常、社会全体に関わる目標、連帯の価値、資本に対する人々の優位性、さらに大半の場合は民主的な参加型のガバナンスにより推進されている。
- **ソーシャルエコノミー組織**とは、通常、上記に掲げた組織を指す。
- **ソーシャル・エンタープライズ**とは、商品やサービスを取引し、社会全体に関わる目的を果たし、その主な目的が所有者の利益を最大化することではなく、その社会全体に関わる目標の継続的達成のための再投資である事業体である。
- **ソーシャルイノベーション**とは、社会的問題及び社会全体に関わる問題に対する新規かつ費用対効果の高い解決方法を見出すためのものであって、個人やコミュニティの Well-being（幸福）や社会的及び経済的包摂を増進させることで、個人とコミュニティの生活の質を向上させることを主な目的とした、新たな解決策を指す。これらの解決策とは、新たなサービス、新製品、利害関係者との新たな関係などである。

II. 加盟国及び本勧告を遵守している非加盟国（以下、「関係国」）に対し、万人の利益のためにソーシャルエコノミーの影響を拡大することを目指し、政府のあらゆるレベルで支援されるソーシャルエコノミーの枠組みを開発し、採用することを**勧告する**。そのため、関係国は次のことを行うべきである。

Check 済

1. 以下の手段により、**ソーシャルエコノミー文化を育む**。
 - a. 経済的及び社会的課題に対処するにあたり、市民社会及び全ての利害関係者（官民）の役割を認識する。
 - b. 市民社会の取組みを可能にし、市民社会が自国の条件に照らしてソーシャルエコノミー組織に転換できるようにする。
 - c. さまざまな社会経済的アプローチを通じて社会全体に関わる目標を達成する機会に対する国民の意識を高める。
 - d. ネットワークの構築、分野を超えたパートナーシップの開発、知識の共有並びに communities of practice（実践コミュニティ）の形成を奨励する。
 - e. 初等教育から高等教育、成人教育まで、あらゆるレベルの公式及び非公式な学習にソーシャルエコノミーに関連する活動を含めることを検討する。

2. 以下の手段により、**支援的な制度的枠組みを開発する。**
 - a. 可能な場合には、ソーシャルエコノミー政策のよりより質の高いかつ効果的な実施のため、政府機関間及び政府のさまざまなレベル間の責任を明確にする。
 - b. ソーシャルエコノミー・イニシアチブの設計及び実行において、過小代表集団を含む利害関係者による広範かつ包摂的な協議を促進する。
 - c. 可能な場合には、ソーシャルエコノミー組織が、情報、資源、支援サービスにアクセスできるよう、単一の窓口として機能する「ワンストップショップ」の設立及び／又は政府のあらゆるレベルにおける支援の簡素化を検討する。
 - d. ソーシャルエコノミーにおける男女平等を強化し、主流化する政策を立案し、そうした措置を採用するとともに、より広範な経済を刺激し得るこの分野におけるソーシャルエコノミーのベストプラクティスを取り上げる。
 - e. 可能な場合には、公共政策において、及び、政府レベルで横断的に、利害関係者の関与などを通じて、調整を促進し、一貫性や有効性を促進し、ソーシャルエコノミーの主流化に寄与する制度的環境を促進する。
 - f. グリーン及びデジタルな移行に関する重要な政策並びに持続可能な開発目標やパリ協定といったグローバルな戦略目標を支援するために、ソーシャルエコノミーによるさまざまな寄与を主流化し、それを土台とすることを検討する。
 - g. 可能な場合には、あらゆる利害関係者の利益となるよう、ソーシャルエコノミー組織とあらゆるレベルの政府、企業、社会的イノベーター及び教育機関との協力、連携及びパートナーシップを育成する。
 - h. 商工会議所などの制度的な団体に対し、ソーシャルエコノミー組織と関わり、同組織がより広範なビジネス界との交流を促進するよう奨励する。
3. 以下の手段により、**有効な法的・規制的枠組みを設計する。**
 - a. ソーシャルエコノミー組織に関する法的枠組みをより適切に設計するために、その構成員を含めて、同組織と協力する。
 - b. 既存の法的枠組みによりソーシャルエコノミー組織が他の種類の経済主体よりも不利に扱われている分野を特定する。
 - c. 適切な場合には、ソーシャルエコノミー組織、特にソーシャルエンタープライズなどの比較的新しい種類のものに対し、従来とは異なる法的形態を認め、促進する。
 - d. 特にソーシャルエンタープライズの定義を調和させる取組みを進め、ソーシャルエンタープライズの適切な呼称若しくは認証又は社会事業が遵守すべき基準の利用を通じて、相互承認の機会を開拓する。
 - e. 情報共有、国際協力及び規制を通じて、ソーシャルエコノミー組織の国際化戦略を奨励し、国境を越えた活動や国際企業とのパートナーシップを促進する。
 - f. ソーシャルエコノミー組織のニーズに合わせて進化するよう、法律及び政策を改善及び更新するための定期的な評価要件を策定し、利害関係者のフィードバックとともに定性的及び定量的な証拠をこれに含める。
4. 以下の手段により、**金融及び資金調達へのアクセスを支援する。**

- a. 可能な場合には、ソーシャルエコノミー組織の長期的な財政的持続可能性を改善するため、企業への援助に関する規制に従い、ソーシャルエコノミーのための包括的な公的資金調達戦略を開発し、推進する。
 - b. 直接融資、保証、ベンチャーキャピタル、設備融資などの選択肢を含む金融へのアクセスを拡大するため、ソーシャルエコノミー組織による既存の主流金融制度やあらゆるレベルの支援スキームへのアクセスを阻む障壁を特定し、アクセスを支援する。
 - c. ソーシャルエコノミー組織のニーズに合わせた研修・教育の機会を通じて、又は、ソーシャルエコノミー組織がその個別の投資準備ニーズを特定し、対処できるよう資金を直接配分することで、ソーシャルエコノミー組織の財務能力と投資準備を強化する。
 - d. クラウドファンディングはもとより、Ethical Finance（エシカル金融）、信用組合、社会的銀行、貯蓄銀行との連携など、革新的で代替的な資金調達メカニズムの利用を奨励する。
5. 以下の手段により、**公的市場及び民間市場へのアクセスを可能にする。**
- a. 適切な場合には、ソーシャルエコノミー組織による公共調達の機会へのアクセスを促進する。
 - b. 明確な国又は地方レベルの調達戦略及び法律を通じて、公共調達における社会的・環境的配慮及び条項の利用を奨励する。
 - c. 専門の研修などを通じて、（民間及び公的）調達担当者のスキルや能力、市場知識及びソーシャルエコノミー組織とのつながりを開発する。
 - d. より広範なビジネス界とのパートナーシップの開発を通じ、ソーシャルエコノミー組織が財政的持続可能性の源として民間市場を利用することを奨励する。
 - e. ソーシャルエコノミー組織が、オンライン・マーケット・プレイスを通じて、新たなテクノロジーが提供する公的市場と民間市場の両方にアクセスする機会を利用することを支援する。
 - f. ソーシャルエコノミー組織が公的市場及び民間市場へのアクセス方法についてさらに学ぶことができる、研修プログラムや技術的なガイドなどの支援資料を開発する。
6. 以下の手段により、**ソーシャルエコノミー内におけるスキル及び事業開発支援を強化する。**
- a. 可能な場合には、学校や大学の、及び、それと連携したソーシャルエコノミーに関する専門の教育及び研修プログラムへのアクセスを促進するために、公的な資金調達制度を活用する。
 - b. ソーシャルエコノミー組織や社会的起業家向けに、コーチングや、対象に合わせた手頃な価格の Mentoring Program（支援プログラム）へのアクセスを提供する。
 - c. あらゆる場所（都市及び農村地域）において、ソーシャルエコノミー組織のニーズに合わせた手頃な価格の能力及び事業の開発支援へのアクセスを促進する。
 - d. 適切な場合には、ソーシャルエコノミー組織が既存の事業開発サービスにアクセスできるようにする。

7. 以下の手段により、**インパクトの測定及び監視を奨励する。**
 - a. 公共政策及び事業におけるソーシャルインパクトを測定するための指標や基準の開発を促進する。
 - b. ソーシャルエコノミー組織に対し、補助金や契約の形で公的機関から受け取った資源の一部をソーシャルインパクトの測定に活用ことを奨励する。
 - c. ソーシャルエコノミーに合わせたソーシャルインパクトの測定手法に関する指針の設計及び普及を支援する。
 - d. ソーシャルエコノミー組織の業績の分析と幸福度を含むそのソーシャルインパクトの評価をより適切に実施できるよう、ソーシャルエコノミー組織の市場価値に加え、その非市場価値の測定を促進する。
 - e. 専門の中間支援組織による専用の資金調達又は研修を提供し、専門的な知識のネットワークを含む他のリソースを動員することにより、ソーシャルインパクトを測定する能力の形成を支援する。

8. 以下の手段により、**データの作成を支援する。**
 - a. データの収集及び作成のための方法論及びガイドラインの策定を促進するとともに、国際、国、地域・地方レベルにおけるソーシャルエコノミーに関する比較可能な統計情報を作成するための国際的なアプローチに関する共通理解を促進する。
 - b. 既存のデータ及び登記統計（商業・法人）、観測に基づいて、又は専用の調査（国勢調査又は標本調査）を実施することで、公的統計に存在するソーシャルエコノミーに関する証拠を収集し、専用のサテライト勘定を支援する。
 - c. ネットワークと協力して実施される年次調査や、代表的なソーシャルエコノミー組織により作成された台帳など、公式な登記統計（商業・法人）の範囲外に存在する可能性のある補完的なデータソースを開拓する。
 - d. 統計を担当する政府機関や国の統計機関、大学、研究機関、利用者などで構成される作業部会を通じた統計の共同作成を奨励する。

9. 以下の手段により、**ソーシャルイノベーションを奨励する。**
 - a. ソーシャルイノベーションのエコシステムの創出や拡大に資する要因を含め、国及び地方レベルにおけるソーシャルイノベーションに対する理解を深める。
 - b. （ソーシャルイノベーションのための市場の創出を目指す）需要側の施策及び（ソーシャルイノベーションの数及び質の向上を目指す）供給側の施策を含む政策を策定し、評価する。
 - c. 実験とスケールアップを奨励するべく、インキュベーター、コンピテンスセンターコンピテンスセンター（教育や情報共有を行う拠点）、研修並びに公的機関及び高等教育機関との協力を通じ、ソーシャルイノベーションを促進する。
 - d. 地方の発展や疎外された周縁地域のレジリエンスを強化するため、ソーシャルイノベーションの潜在力を活用する。

- e. 各地域におけるソーシャルイノベーションを支援するため、地方コミュニティの既存のネットワークを活用する。
- f. 持続可能な開発目標のアジェンダに沿った社会的及び持続可能な実践を促進するため、ソーシャルイノベーションを奨励する。
- g. グリーンな移行、デジタル化などのアジェンダを含む、より広範なイノベーション政策において、ソーシャルイノベーションを検討する。
- h. ソーシャルエコノミーの主体、企業及びソーシャルイノベーター間のパートナーシップを通じ、経済活動の負の外部性を軽減するソーシャルイノベーションを支援する。

III. 事務局長に対し、本勧告を普及させることを**要請する**。

IV. 関係国に対し、あらゆるレベルの政府において本勧告を普及させることを**要請する**。

V. 非関係国に対し、本勧告を考慮し、準拠することを**要請する**。

VI. 地域雇用・経済開発に関する協調的行動プログラムの計画運営委員会に対し、以下を指示する。

- a. 本勧告の実施に伴う経験を含め、複数の利害関係者間及び学際的な対話を促進することを目的として、ソーシャルエコノミー及びソーシャルイノベーションに関する情報交換の場として機能すること。
- b. 本勧告が長期にわたって適切であること確保するため、社会的連帯経済並びにソーシャルイノベーションに関する活動及び新たな動向を監視すること。
- c. 本勧告の実施に関する情報を収集し、マッピングし、ソーシャルエコノミー、金融へのアクセス、市場へのアクセス、法的枠組み、社会事業の相互承認、社会的影響の測定、及びソーシャルエコノミー組織の国際化のためのデータに関するまとまった証拠及び経験を引き続き発展させること。
- d. 本勧告の関係国による実施を支援するための政策実行用ツールキットを開発すること。
- e. 本勧告の実施、普及及び継続的な関連性について、採択から 5 年以内に、その後は少なくとも 10 年ごとに理事会に報告すること。

OECD に関して

OECD は、グローバル化に伴う経済、社会、環境の課題に対処するため、各国政府が協力するユニークなフォーラムである。また、OECD は、コーポレート・ガバナンス、情報経済、高齢化に伴う課題などの新たな進展や懸念事項について理解し、政府がそれに対応できるよう支援するための取り組みの最前線に立っている。OECD は、各国政府が政策に関する経験を比較し、共通の問題に対する答えを求め、優れた実践を特定し、国内及び国際的な政策を調整するために働くことができる環境を提供する。

OECD 加盟国は次のとおりである。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュルキエ、英国、米国。欧州連合は OECD の活動に参画している。

OECD の法的文書

1961 年に OECD が創設されて以来、その枠組みの中で約 460 の実質的な法的文書が作成された。これらには、OECD 法（OECD 条約に従って OECD 理事会が採択した決定と勧告）や、OECD の枠組みで作成されたその他の法的文書（宣言や国際協定など）が含まれる。

OECD の実質的な法的文書は、施行されているか廃止されているかにかかわらず、全てオンライン上の「OECD 法的文書一覧」に掲載されている。これらは次の 5 つのカテゴリーに分類されている。

- **決定**は理事会によって採択され、採択時に棄権した加盟国を除く全ての加盟国を法的に拘束する。具体的な権利義務を定め、監視メカニズムを含む場合もある。
- **勧告**は理事会によって採択され、法的拘束力を伴わない。勧告は、その中に含まれる原則に対する政治的コミットメントを表し、関係国がその実施に全力を尽くすことを期待するものである。
- **実質的成果文書（Substantive Outcome Documents）**は、OECD の枠組みで行われる閣僚会議、ハイレベル会議、その他の会議の成果として、OECD の機関ではなく、一覧に掲載された個々の関係国によって採択されるものである。通常、一般原則や長期目標を設定し、公式な性質を有する。
- **国際協定**は、OECD の枠組みの中で交渉され、締結される。締約国に対して法的拘束力を持つ。
- **取決め、理解、その他**：OECD の枠組みの中で、公式支援輸出クレジットに関する取決め、海上輸送原則に関する国際理解、開発援助委員会（DAC）勧告など、いくつかの他のタイプの実質的な法的文書が時間をかけて作成されてきた。